



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

最近、日本人男性がタイで複数の女性に代理出産をさせたことが話題となっておりますが、一部では富裕層の相続税対策ではないかという見方が広まっております。なぜ、相続税対策になるのか気になる方も多いと思いますので、今回は、相続税の節税対策についていくつかご紹介したいと思います。

法定相続人とは

相続において被相続人が死亡した際に相続する権利がある人のことです。被相続人の配偶者や子供だけではなく、状況によってはその孫や父母、兄弟姉妹なども含まれます。

基礎控除とは

相続税には基礎控除「5,000万円+法定相続人の数×1,000万円」(※平成27年1月1日以降は3,000万円+法定相続人の数×600万円)という制度があり、相続財産がこの額以下であるなら相続税はかかりません。つまり、法定相続人の人数が多ければ多いほど控除額が増えることとなりますので、冒頭のタ

イの問題は、この基礎控除額を増やすためではないかという見方がでてきたのです。

生命保険による節税

生命保険に加入している場合、500万円×法定相続人の人数分だけ相続税が非課税となります。例えば、法定相続人が4人いる場合、預金で2,000万円を相続するとその相続財産の価額は2,000万円ですが、生命保険金で2,000万円を受け取ると相続財産の価額は0円になるため、相続税は課税されません。

土地の評価減による節税

保有している土地に賃貸用のアパートやマンションを建てることにより、評価額を下げることができます。売り物として見た場合は評価額の低下はマイナスですが、相続する場合にはプラスに働きます。

生前贈与による節税

相続税の課税を避けるため、生前に財産を贈与しようというのが生前贈与です。贈与税

は基本的には年間110万円までは課税されません。ただ、相続開始前3年以内に贈与された財産は相続税の対象となるため注意が必要です。

配偶者控除による節税

被相続人の配偶者は、相続する財産が1億6,000万円又は法定相続分相当額(民法で決められた取り分)のいずれかより低い場合には、相続税はかかりません。

ただし、配偶者控除を受けるためには、申告期限までに配偶者の相続分を決め、申告書を提出する必要があります。

おわりに

今回ご説明させて頂いたこと以外にも、相続税には節税のための方法が多くございます。そして、これらの論点を計画的に対策すれば相続税は大きく節税することが可能です。また、それぞれデメリットがある場合もございます。ご興味のある方は、ぜひお気軽にご相談下さい。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

新入社員研修の振返りのススメ

重要な新入社員研修

現在、人員を絞っているという企業も少なくないと思われませんが、このような場合には、少ない人数で業績を上げるために、社員の成長が欠かせません。

そのため、多くの企業では、研修を実施して、社員教育を行っています。中でも重要なのが、企業の文化に触れ、大きく成長してもらうための基礎となる「新入社員研修」です。

「振返り」が必要

もし、今年新入社員が入り、研修を行ったのでしたら、その成果が十分に出ているか、研修について振り返ってみましょう。

やりっぱなしにするのではなく、振り返ってみて良かった点、反省点を洗い出すことで、次に活かすことができます。

「成果の出る新入社員研修」のポイント

次の点についてチェックしてみてください

い。

①教育方針・内容が明確になっている？

「誰が」、「どんな項目」を、「どのように教える」のかが明確になっていれば、ポイントを外すことなく研修を行うことが可能です。

講師側も、何を伝えればいいのかがあるので、的確な準備ができます。

②配属先上司も研修内容を把握している？

これは特に新入社員研修ならではのポイントです。現場での仕事に際しても、研修内容と関連付けた対応が可能となります。

③研修の成果は確認ができています？

「研修を受けて終わり」ではなく、その後のフォローがあれば、その内容がより身につきます。

厚生年金未加入企業への指導が強化されます！

厚生年金の未加入問題とは？

厚生年金は、正社員や一定以上の労働時間(正社員の労働時間の概ね4分の3以上)があ

るパート従業員やアルバイトが強制加入となり、事業主は加入を義務付けられています。

しかし、従業員と折半となる保険料の負担を逃れようと届出をしない企業があり、問題となっているのです。

特に、パート・アルバイトを多く使用している企業の場合は、ルール通りに加入させると保険料負担が過大なものとなり、企業経営を圧迫するという事情があります。

これまでの調査と何が違うの？

“国税庁が保有するデータを使って、未加入企業を割り出す”ということです。

これまで、厚生労働省は法人登記されている約449万社の中から未加入企業の調査をすすめていましたが、中には倒産していたり、休眠状態だったりする例も多くあることから、特定作業はスムーズにいきませんでした。

しかし、国税庁が保有するデータは「税金を納めている＝実際に企業活動をしている」ということになり、特定作業が容易になるのです。



会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 中途解約に応じてくれなかったら？

当社の従業員甲は、1か月前からパソコン教室に通っています。ところが、転勤が決まり中途解約しようとしたところ、中途解約はできず、前払金の返還もできない旨を伝えられました。甲は、既に半年分の代金を支払っていましたが、残代金は返してもらえないのでしょうか。

A 特定商取引法の適用がポイント

1. 取引の性質

英会話教室、学習塾、エステティックサロンや、甲が通っているパソコン教室等とのサービス取引で、一定期間を超える期間に渡り、一定金額を超える対価を受け取る取引を特定継続的役務提供といいます。本件のパソコン教室も特定継続的役務提供の一種です。

2. 特定商取引に関する法律での規制

特定商取引に関する法律(以下、「特商法」といいます。)及び同施行令では、パソコン教室との契約については、契約期間が2か月を超え、かつ料金総額が5万円を超える場合に、業者の規制の対象となります。

主な内容は、①業者の契約書面交付義務、②契約書面交付日から8日間以内のクーリング・オフ、③クーリング・オフ期間経過後の中途解約権、④中途解約に伴う違約金の上限、⑤関連商品もクーリング・オフ、中途解約権の対象となる、というものです。

また、平成16年11月11日以降の契約については、業者による不実の告知や威迫により、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフをしなかった場合は、業者が消費者にクーリング・オフできる旨を記載した書面を改めて交付・説明し、それから8日間経過するまではクーリング・オフができます。これは、8日間の権利行使期間を経過してしまった場合も同様で、書面交付後8日が経過するまでは契約の取消しが可能です。

3. 代金の返還請求の可否

特商法では、中途解約が教室での授業の開始前である場合、事業者が初期費用として請求できる金額は1万5千円までと制限されています。これに対し、中途解約が授業の開始後である場合、事業者が損害賠償として請求できる金額は、既に受けた授業の対価及び5万円又は契約総額の20%のいずれか低い金額までと制限されています。

したがって、これを超える金額の前払金を支払っていた場合には、その残額の返還を請求することができることになります。

4. 本件の検討

本件では、甲は、授業開始後に中途解約しようとしていますので、既に支払った代金が5万円を超える場合は、既に支払った代金から既に受けた授業の対価及び5万円又は契約総額の20%のいずれか低い金額を控除した金額について、返還請求ができます。

i お知らせ

新メンバーのご紹介

この場をお借りして5月から7月に加入した新メンバーの紹介をさせていただきます。たく存じます。

労務グループ / 濱田 まりえ

5月に入社致しました、濱田まりえです。専門的な知識を身につけ、労務のスペシャリストになれるよう努力して参ります。これからよろしくお祈りします。

労務グループ / 小柏 冴香

この度、7月より汐留社会保険労務士法人に入社いたしました小柏冴香と申します。

まだまだ日々勉強中で至らない点もございますが、一日でも早く皆様のお役に立てるよう精一杯努力して参ります。どうぞよろしくお祈りいたします。

労務グループ / 森 真由子

7月に汐留社会保険労務士法人に入社いたしました森と申します。

まだまだ皆様の足を引っ張ってばかりですが、常に感謝の気持ちを忘れず、お客様からも「ありがとう」と感謝してもらえそうな社労士を目指して努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお祈りいたします。

9月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

発行所

〒105-0004 東京都港区新橋 1-7-10 汐留スペリアビル5階

汐留パートナーズグループ TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>

汐留パートナーズ株式会社・会計事務所・法律事務所・社会保険労務士事務所・海事法務事務所・行政書士事務所